以下の感染症にかかった場合、「意見書（医師からの許可書）」の提出が必要となります。

感染症名	症状	感染しやすい期間	登園のめやす
風疹（三日はしか）	軽い風邪気味発熱と共に発疹	発疹出現の前7日から 後7日間くらい	発疹が消失し医師が認めるまで
結核	咳・痰・発熱（微熱）の症状が長く続く	喀痰の塗抹検査が陽性の間	医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	38～40度の高熱・喉の腫れ・目の充血	発熱、充血など症状が出現した数日間	主な症状が消え2日を経過してから
流行性角結膜炎（はやり目）	まぶたが腫れる、白眼が赤くなる 目やにが多くなる	充血、目やになど症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	風邪症状から次第に咳が強くなる 1～2週間で特有な咳発作になる	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 （O157・O26・O111など）	発熱は軽度、激しい腹痛 水溶性の下痢	下痢などの初期症状から 2週間以内	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの

※用紙は事務所に用意しています。必要な方は事務所へ声をかけてください。